

令和元年8月19日
外務省領事局旅券課

1. 旧姓併記制度の現行運用

旧姓を別名の一形態と整理し、国内外における旧姓での活動や実績及び渡航の必要性を書面で確認できる者について、旅券への旧姓併記（旧姓の別名併記）を認めている。

2. 政府イニシアティブ（「重点方針2019」）を踏まえ、旅券における旧姓併記の要件緩和等を検討中。

(旅券は、発給国政府がその名義人の国籍と身元を公証する国際的な身分証であることから、)

- ◆ 渡航文書としての信頼性維持が前提（戸籍にひも付けた本人特定等）
- ◆ 疎明資料の省略、旧姓の定義・確認方法、券面の記載等を検討中

3. 旅券における旧姓併記の要件緩和を実施するに当たり、券面上の別名（旧姓を含む）の記載の問題

現状括弧書きされている別名の表記方法では、二重国籍等による別の姓なのか、婚姻等による旧姓なのか、判らない。このため、渡航先当局から問題とされる事案が発生している。

現行制度では、旅券への旧姓併記を「国内外における旧姓での活動や実績及び渡航の必要性を書面で確認できる者」（結果として、括弧書きの意味を説明できる方）にのみ認めているが、そのような方であってもトラブルを回避できない事案が報告されている。こうした中、要件緩和によりその対象が広がる場合、トラブルの件数が増加する可能性が否定できない。

このため、旧姓併記を認める要件緩和に先立ち、別名併記の記載方法を解りやすく改める必要がある。

【トラブルの実例】

- ① 渡航先入国審査時、ビザに記載されている現姓（婚姻後の姓）と旅券の旧姓併記の表記の不一致が問題とされ、入国審査等に徒に時間を要した。
- ② 在留国において日本の資格免許を在留国のものに切替える際、本来なら旅券を身分証明資料として使用できるとされているが、旅券の別名併記とその他の提出書類に記載される氏名との不一致により、旅券を身分証明資料として扱ってもらえなかった。
- ③ ある国では、外国人の在留管理のための身分証明資料として旅券を使用するが、複数の在留邦人について異なる種類の別名併記旅券に接した政府当局が、括弧書きの中身が何を意味しているか判らず、在留手続に支障をきたした。

現行の別名（旧姓を含む）併記方法

可視検査領域 (Visual Inspection Zone: VIZ)		型/Type P	発行国/Issuing country JPN	旅券番号/Passport No. AB1234567
	姓/Surname GAIMU (TANAKA)	旧姓 ※別名も同様の記載		
	名/Given name HANAKO			
	国籍/Nationality JAPAN	生年月日/Date of Birth 05 MAY 1988		
	性別/Sex F	本籍/Registered Domicile TOKYO		
	発行年月日/Date of Issue 07 NOV 2015	所持人自署/Signature of bearer 		
有効期間満了日/Date of expiry 07 NOV 2020				
発行官庁/Authority MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS				

4. 要件緩和等により预期される効果及び影響

- ◆ 国外において、現姓と異なる姓を有していたことを示すことが可能
例) 旧姓による海外ホテル予約、国際会議への登録

(現状、括弧書きが何を意味しているかの説明がないため、)

- ◆ 海外での出入国審査時や滞在時におけるトラブルの可能性
⇒ 券面記載を改善することでトラブルを低減する必要あり。

- ◆ 国内外で旧姓による手続を行えるかは、手続を受ける機関しだい
例) 旅行保険、金融手続、他国の公的手続

(機械読取領域(MRZ)の氏名情報は二項目のみ。各国任意欄に別名を記述したとしても、)

- ◆旧姓による査証（ビザ）の取得は不可

査証にもMRZがあり、その氏名情報は旅券に一致する必要あり。

- ◆ 航空券における旧姓の使用には航空会社の協力が不可欠

航空会社は、航空券氏名情報を渡航先入管に送付する義務。入管はこれとMRZを比較。

令和２年度概算要求（業務支援統合システム）統合システム本体変更開発案件一覧

単位：円

No	主な業務機能	開発理由	効果	工数	金額（税抜き）	金額（税込）
1	決算状況表、日計表及びリスク計表の様式改正	金融機関は、当庁及び財務（支）局等に対して定期又は随時に、決算状況表、日計表等についてオンライン報告することとなっている。 当該報告時には統合システムの財務計表及びリスク計表を活用することとなるが、毎年、法令改正や国際的な規制の改正等により書式等が変更となることから、所要の変更開発を行うものである。	決算状況表等、日計表及びリスク計表について、法令改正等を踏まえた様式に変更し、統合システムのプログラム修正を行うことは、金融機関の財務の健全性確保や適切なリスク管理を行うに当たって必須である。	60.68	63,084,250	69,392,675
2	WebSphere sMashのサポート切れに伴う対応	統合システムは、金融機関等からWebサーバを介して決算状況表等を受領していることから、当該情報が漏洩しないよう、外部からのWebサーバの脆弱性を突いたサイバー攻撃への対策を行わなければならない。 Webサーバを構成するソフトウェアのうち、WebSpheresMashについては、メーカーのサポートやバージョンアップ製品の販売が終了しており、脆弱性が顕在化している。	WebSphere sMashに代わる製品への変更及び製品変更に伴うプログラム改修を実施するものである。 なお、平成29年度に一部先行着手しており、平成30年度は残部分の改修を実施したが、令和元年度は予算の兼ね合いから予算要求を取り下げたものの、完了に向けて令和２年度も継続して対応が必要。	44.40	46,839,000	51,522,900
3	保険募集人等管理システムにかかる旧姓対応	第43回規制改革推進会議において、「各種国家資格における旧姓使用の範囲拡大」を挙げている中、保険募集人の旧姓使用について議題として取り上げられ、規制改革・男女共同参画担当大臣から、保険募集人の旧姓使用が認められていないとの指摘を受け、規制改革推進会議においても議題の一つとして取り上げられたところ。 金融庁として、保険募集人の旧姓使用を促進するため、登録上も旧姓使用が可能となるよう、法令等の改正を行い、個別業務システム（保険募集人等管理システム）においても、旧姓を入力する欄を増設することが必要となった。	現在、保険募集人の登録は、当該システムを利用して行われているが、旧姓を入力する欄はなく、代替となる余白もない状況。保険募集人の旧姓使用を可能とするためには、旧姓を併記するために、新たに旧姓を入力する欄を増設する対応が必要。	23.50	24,340,000	26,774,000
合計				128.58	134,263,250	147,689,575

- 復興のあらゆる場面に男女共同参画の視点を導入することでよりよい復興につなげる。
- 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針及び第4次男女共同参画基本計画等を踏まえ、復興に男女共同参画の視点を持つことの必要性に対する理解を促進・浸透。

「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針と第4次男女共同参画基本計画

- 基本方針では、「被災者の支援やコミュニティの維持・形成、産業・生業の再生等において、NPO等の多様な担い手の参画や女性活躍が重要であることから、復興過程における官民連携や男女共同参画を引き続き、推進する」と記載。
- 第4次男女共同参画基本計画においては、第3次にはなかった「復興」に関する項目が新設（第11分野「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」）
- 復興施策への多様な住民の意見の反映、男女共同参画の視点導入への理解促進、事例の共有、統計情報等の復興施策への活用等、計画に基づいて実施。

事例集の作成・公表

- 主に女性が中心となって行われている復興関連の取組や、取組を行っている女性を支援する取組等を中心に取材し、事例集を作成。
- 平成24年11月以降、112事例（平成31年4月現在）をとりまとめ、ホームページで公表。

男女共同参画の視点からの復興
～参考事例集～（全体統合版（第1版～第19版））



復興活動への男女共同参画の視点の浸透

- 復興に男女共同参画の視点を持つことの必要性を浸透させるための活動。
- パネルディスカッション、シンポジウム、ワークショップの開催、研修会での講演等、被災地の自治体等のニーズに応じて実施。



これまでに開催したパネルディスカッション等の模様

【東日本大震災における教訓】

- ① 防災や復興の政策・方針を決める過程に女性が参画していない。
- ② 災害対応において男女のニーズの違い等に配慮がない。
- ③ 災害が起きてから急に男女共同参画の視点で対応しようとしてもできない。（防災基本計画、第3次男女共同参画基本計画には明記されていた）



※災害対応の現場で多くの女性が活躍。
一方で、防災や復興に係る意思決定の場で女性の参画割合が低い。

【東日本大震災後の政府の取組】

平成24年6月 災害対策基本法の改正

平成24年9月 防災基本計画修正（平成24年12月、平成26年1月にも修正）

平成25年5月 **男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針**の作成

平成27年3月 第3回国連世界防災会議

平成28年6月 **男女共同参画の視点からの防災研修プログラム**の作成

平成29年3月 **男女共同参画の視点による平成28年熊本地震対応状況調査報告書**の作成

今年度中に、**男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針**を改訂予定。

1 施策の目的

- 女性の参画が進んでいない自治会や自主防災組織等、地域に根差した組織・団体の実態把握や、女性の参画が進まない要因や課題等の分析、就業している男女等、多様な住民が参加しやすい地域活動の在り方の検討等、男女共同参画の視点からの地域における課題等について調査・研究を行う。

2 事業の概要

- 男女共同参画の視点からの災害対応について、平常時から関係者が理解しておくことが重要であることから、過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となる基本的事項を示すものとして、「男女共同参画の視点による防災・復興の取り組み指針」及び「解説・事例集」を平成25年5月に作成。
- 作成以降に発生した熊本地震、平成30年大阪府北部地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震災害等における地方公共団体、民間団体等の災害・復興に関する対応状況（避難所運営、支援機関との連携）等や、過去の災害からの復興に関するさらなる取組を把握するためヒアリング調査を行う。また有識者による検討会を設置し調査事項の検討、結果の分析を行う。
- 分析・検討の結果を踏まえ、「男女共同参画の視点からの防災復興への取組指針」及び「解説・事例集」に新たな記述を追加し、内容を充実させる。

3 事業の流れ

【令和元年度】

● 検討会の開催

主な協議事項：改訂のポイント・ヒアリング団体の決定、改訂内容の検討

● ヒアリングの実施

主なヒアリング事項：新たな災害における地方公共団体及び支援団体による取組、地域における女性リーダー育成・活用に関する取組、災害からの復興に向けた新たな取組等

主なヒアリング先：地方公共団体、社会福祉協議会、NPO、学識経験者等

● 「取組指針」及び「解説・事例集」の執筆・修正

検討会委員、委託事業者研究員、事務局等

● 「取組指針」及び「解説・事例集」の周知

周知先：地方公共団体、男女共同参画センター、NPO等